



粵港澳大湾区における外国人向け個人所得税優遇政策の最新動向

概要

2023年6月2日、広東省財政庁など4部門は「粵港澳大湾区における個人所得税優遇政策をさらに実施する旨の通知」（粵財税〔2023〕21号通達、以下、「21号通達」）を公布した。これにより、粵港澳大湾区（広東省・香港・マカオのグレーターベイエリア）における外国人向け個人所得税優遇政策の運用は再開される見込みとなる。しかし、対象都市政府による優遇申請細則の公布状況及び内容については確認する必要がある。

背景

粵港澳大湾区における珠江デルタ9都市（広州市、深圳市、珠海市、仏山市、惠州市、東莞市、中山市、江門市、肇慶市）で就労する適格な外国籍のハイエンド人材及び人手不足な業界の人材に対し、納付した個人所得税が課税すべき所得額の15%を超える部分について補助金を支給する、という外国人向け個人所得税優遇政策とその実施細則が2019-2020年に相次いで公布された。

多くの粵港澳大湾区の企業または個人は、当該政策に基づき、2019年度及び2020年度の個人所得税補助金を申請、取得した。しかし2021年以降、個人所得税優遇政策の申請に関する現地政府の実施細則などが公布されていないため、実質上2021年度からの優遇申請は停止状態となっている。

この度、新たに公布された21号通達は、過去の一連の政策内容がアップデートされたもので、外国人向け個人所得税優遇政策がまもなく再開することを示している。

政策の概要

21号通達の概要は下記の通りである。

1. 補助金の対象都市及び算定方法

珠江デルタ9都市の人民政府は、粵港澳大湾区で就労する香港、マカオ、台湾及び外国籍のハイエンド人材及び人手不足な業界の人材に、珠江デルタ9都市で納付した個人所得税額が課税所得額の15%を超過した部分に対して、財政補助金を支給する。すなわち、

$$\text{補助金額} = \text{当該都市で納付した個人所得税額} - \text{課税所得額} \times 15\%$$

当該補助金は、個人所得税の免税対象になる。補助金は年1回一括で支給される。補助金の上限は毎年1人当たり最高500万元を超えないものとする。

2. 補助金の支給適用対象となる所得の範囲

補助金の支給適用対象となる所得は賃金、給与所得、役務報酬、原稿報酬、ロイヤリティ所得、経営所得、人材プロジェクトによる助成金所得である。

3. 対象者

- 香港・マカオ永住者、香港の入境計画（優秀人材、専門家、企業家）の認定を取得した香港居住者、台湾の居住者、外国籍の個人あるいは海外での長期在留資格を有する中国人留学生及び華僑
- 珠江デルタ9都市で就労し、かつ法規定に従い納税する人材
- 法規定、科技技術研究倫理、科学研究の誠実性を遵守する人材
- 科学技術イノベーション、重点開発産業及び哲学・社会科学分野に該当し、かつ各市の外国籍のハイエンド人材及び人手不足な業界の人材に係る目録の要求に合致する人材

4. 外国籍のハイエンド人材及び人手不足な業界の人材の認定方法及び補助金の申請プロセス

- 珠江デルタ9都市は所在地の状況に応じて、各市の人材目録を制定する。申請者本人あるいは雇用主から受理部門に申請する
- 各市の科学技術部門は、ハイエンド人材の認定及び補助金申請を受理する機関であり、人力資源社会保障部門は、人手不足な業界の人材の認定及び補助金申請を受理する機関である

21号通達の変更点及びKPMGの所見

21号通達では、申請者の要件など、過去の規定通達から変更されているため、以下の点に留意する。

補助金上限額の追加：毎年1人当たりの取得可能な補助金の上限額を500万元に制限する。一部の企業及び個人は、適用可能な補助金額の影響を評価する必要がある。

人材の所属業種・業界に対する要件の追加：申請者の所属業種・業界が「科学技術イノベーション、重点開発産業及び哲学・社会科学分野」に該当する必要がある、という内容が追加された。人材目録に適用されていた申請者は、追加された所属業種・業界要件を満たすか否かについて、新たに評価する必要がある。

人材認定条件の変化：広東省の「人材優粤カード」と外国人就労許可証（A類）などの人材認定条件が削除された。「人材優粤カード」とA類の外国人就労許可証を持つ外国人がハイエンド人材として取り扱われるかについては、政策の運用内容のさらなる明確化が必要である。

今後、珠江デルタ9都市は21号通達に基づき、各市の人材目録及び申請細則を公布すると予想される。当該補助金の申請を希望する申請者及び企業は、これら各市の実施細則などの公布状況及び進捗に留意し、人材認定手続き、補助金申請書類の準備に着手することをお勧めする。

補助金申請の詳細については、関連する税務専門家にお問い合わせください。

(MUFG BK 中国月報 2023年9号に掲載)

Contact us お問い合わせ先

(執筆者連絡先)

KPMG 中国 日系企業サービス

税務パートナー

陳蔚 (Vivian Chen)

中国深圳市南山区科苑南路 2666 号 15 F

Tel: +86-755-2547-1198 E-mail: vivian.w.chen@kpmg.com